



飲食店を利用する県民の皆様へ

埼玉県

「ワクチン・検査パッケージ」の御利用について

- まん延防止等重点措置期間中、飲食店は原則午後8時までの営業で、お酒を提供することができません。
- お酒の提供**は、**ワクチン・検査パッケージ登録・適用店**で、午後8時30分まで受けることができます。
- お酒の提供**を受けるには、**ワクチン接種証明又は陰性結果証明**が必要となりますので、**身分証明書と併せてお持ちください。**

- ▶店頭の「**ワクチン・検査パッケージ登録店ステッカー**」や貼り紙等をご確認ください。
- ▶入店時に店員に次の証明書を提示してください。



ワクチン接種証明	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種証明書アプリ（国のアプリ） 又は ・予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。写しや撮影した画像も可） <p>※2回接種を完了、2回目接種日から14日以上経過していることを確認</p>
----------	---

又は

陰性結果証明	<p>結果通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等（検体採取日より3日以内） ・抗原定性検査（検査日より1日以内）
--------	---



身分証明書	<p>運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、社員証、学生証など</p>
-------	--

ワクチン接種証明か陰性検査証明の提示をお願いします。



グループ全員の確認が必要です。



証明書等
確認できた場合

- ・酒類の提供可（20時30分まで）
- ・人数上限なし



証明書等
確認できない場合

- ・酒類提供不可
- ・人数上限は、同一グループ、同一テーブルで4人以内

※未就学児（おおむね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、証明書等の確認は不要です。6歳以上から確認が必要です。

※同一グループの中でうち1人でも証明書を持っていない場合、当該グループでの酒類提供等はできません。

※国のアプリでワクチン接種証明を提示した場合は、身分証明書の提示は不要となります。